

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届出がありました議員は、4番 土屋 仁議員
です。

◎議員修正議案の送付

○議長（中村 敦） ここで、報告の件がありますので局長補佐から朗読いたします。

○局長補佐兼庶務係長健議事係長（佐藤政年） 朗読いたします。

令和8年1月20日。

下田市議会議長 中村 敦様。

発議者 下田市議会議員 沢登英信、同じく下田市議会議員 岡崎大五。

議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により別紙
の修正案を添えて提出します。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ただいまから、議会運営委員会を第一委員会室で開催いたしますので、
委員の方はお集まりください。

暫時休憩します。

午前10時01分休憩

午前10時09分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦）

日程により、過日、それぞれの常任委員会に付託いたしました議第1号 南伊豆地域清掃

施設組合同規約の一部を変更する規約について、議第2号 南伊豆地域清掃施設組合の解散について、議第3号 南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う財産処分について、議第4号 下田市過疎地域持続的発展計画について、議第5号 令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（建築）請負契約の締結についての一部変更について、議第6号 令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（機械設備）請負契約の締結についての一部変更について、議第7号 令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（電気設備）請負契約の締結についての一部変更について、議第8号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について、議第9号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第10号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第11号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について、議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第6号）、議第14号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第15号 令和7年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第16号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第17号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、議第18号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第3号）以上18件を一括議題とします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず産業厚生委員会、楠山俊介委員長の報告を求めます。

8番、楠山俊介議員。

〔産業厚生委員長 楠山俊介議員登壇〕

○産業厚生委員長（楠山俊介） 下田市議会議長 中村 敦様。

産業厚生委員長 楠山俊介。

産業厚生委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決するものと決定したので、報告します。

1. 議案の名称

- 1) 議第1号 南伊豆地域清掃施設組合同規約の一部を変更する規約について
- 2) 議第2号 南伊豆地域清掃施設組合の解散について

- 3) 議第3号 南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う財産処分について
- 4) 議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算(第6号)本委員会付託事項

2. 審査の経過

1月19日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より白井環境対策課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由

- 1) 議第1号 南伊豆地域清掃施設組合規約の一部を変更する規約について

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要なものであると認めた。

- 2) 議第2号 南伊豆地域清掃施設組合の解散について

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要なものであると認めた。

- 3) 議第3号 南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う財産処分について

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要なものであると認めた。

- 4) 議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算(第6号)本委員会付託事項

決定、賛成多数で原案可決。

理由、やむを得ない補正予算であると認めた。

議第13号本委員会付託事項に対しまして、委員会の意見を口頭であります、添えさせていただきます。

広域ごみ処理施設整備事業における1市3町の国庫返還金の負担割合、南伊豆地域清掃施設組合負担金の負担割合は、令和3年11月16日に1市3町で取り交わした南伊豆地域広域ごみ処理事業に関する覚書に明記された同事業に係る負担割合によって計算されたものですが、解散によってこの覚書が無効になり、今後この数字の根拠が不明、あるいは喪失することを危惧いたします。南伊豆地域清掃施設組合の解散に関する協議書第3条第2項に、清算によって生じた余剰金または不足金については、南伊豆地域ごみ処理事業に関する覚書第1条第3号に規定する負担割合に応じて、下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町において分配し、または負担するとされていますが、協議書に具体的な数値を記した別表をつけ示すことが適切とする意見が多数あったことを申し添えます。

以上です。

○議長（中村 敦） 暫時休憩します。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開します。

○産業厚生委員長（楠山俊介） 申し訳ございません。訂正がありますのでお願いいたします。

先ほど、委員会の附帯事項として述べさせてもらった内容につきましては、議第13号ではなく、解散に伴ってということで、議第2号の内容でありますので訂正をさせていただきます。

○議長（中村 敦） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

12番、沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 議第2号の南伊豆地域清掃施設組合の解散について、お尋ねしたいと思います。

解散の経過については記載がされていようかと思いますが、どういうことが主なる原因で解散に至ったのか、委員会としてその点についてどういう認識を持って結論を出したのかということについてまずお尋ねしたいと思います。

それから、この経過は、御案内のように、令和4年時点で循環型社会形成推進法の交付金を受けて実施するという形で循環型促進の計画を令和3年につくってきたと思いますが、このときに政府は、国土交通省を含めまして環境省も、焼却炉を各地でつくりたいという要望が大変多くなってきていると、したがって、補助金を交付する資金も大変不足してきているので、2年間延長してほしい、2年間とは書いてありませんけど、延長してほしいと、そういうことを根拠にして、令和9年完成を令和11年、そして資源化施設は令和13年ということで、2年間先送りをしてきたかと思うわけです。そしてそのときの基本計画の中にも、物価高で、鉄鋼についても人件費についても大変な値上がりをしている状態になっているので、財政問題にはきっちりチェックをして気をつけなさいと、こういう内容の記載があったわけです。にもかかわらず、251億円という、当初約205億円であったものを251億円に、この令和4年度時点にはなっているにもかかわらず、組合を設立して、そしてやがて3者見積りの平均が305億円だという経過になっていったかと思うわけです。こういう状況を見れば、財政的に大変な事態になって、この計画は見直そうという時期が幾つもあったかと思うわけで

す。

もう一つは、やはり市民が、財政的に問題があるということも含めて、今の場所の問題、中学の敷根地区につくるのはどうかということを中心にして監査請求が起こり、裁判まで起こされていると。この問題については議会の側からも、政府の側からも、県の側からも、市民の側からも見直せという意見が大変多くあったかと思うわけですが、今日までそれらの意見を無視して、当議会も、当局もそれらを無視して進めてきたという経緯があると思うわけです。その経緯についてどのように議論されて、どのように整理されたのか。そういう議論は委員会として全くしていないのか、お尋ねしたい。

そしてやはり、この課題はこういう経過でございますので、再びこのようなことが起こってはいけないと思うわけです。それは下田市にとっては、庁舎の建設が平成24年から今日まで続いて、ようやく今のところで出来上がると、幾つもの経緯を踏んでいると、結果的には大変な無駄遣いをしてきたという具合になろうかと思うわけです。

解散に至る原因と、今日までの解散について、どのような経費をどのように使ってきて解散に至ったのか、そしてそれをどのように清算しようとしているのかということは、市民も関心を持っている重大な課題だと思うわけです。その課題をどのように審議なされたのか、1点目のお尋ねしたい。

それから議第13号の一般会計の補正の予算でございますが、結局、循環型社会形成推進法に基づいて循環型社会の形成の計画をつくって、そして循環型社会を実現しようと、リサイクル社会をつくっていこうということが基本だと思いますが、それがやはり中間施設であります焼却施設等を建設するときに補助金を交付していただく、この計画に基づいて交付していただくという形になっていようかと思うわけですが、これは下田市及び1市3町を一つの区域として令和3年12月14日に計画書ができているわけです。これに基づいて、下田が事務局をやっているときには約1,524万5,000円、一部事務組合になってから770万円の補助金を頂いているという経緯になっていようかと思うんですが、そうしますと、循環型計画は、もう一部事務組合がなくなるわけですから、計画として成り立たないことになろうかと思うんです。そして国のほうは各自治体ごとにこの計画をつくりなさいということになっていようかと思いますので、返済金を返す根拠が計画づくりに基づいてということであれば、やはりこの計画そのものは実行ができない、実行する自体がなくなるわけですから、組合がなくなるわけですので、この計画の中で議論された一定の知見というのは、各自治体が循環計画をつくる際の参考資料にはなりますけども、この計画をそのまま引き継いで、下田市の計画

をつくるということには当然私はならないと思うわけです。そうしますと、循環計画をつくるということの作業なくして解散してしまえばいいんだということにはならず、各町村ともごみ処理をどうしていくのかという観点からは、早急に循環型社会、下田市の循環型社会計画をつくらなければならないという課題が目の前に迫っていようかと思いますが、これらのことは、解散するに当たってどのように議論したのか、議論しないのか、あるいは委員長としての個人的な見解も含めて、循環型社会計画をどうつくっていったらいいのかという点について、どのような議論がされたのか、されなかったのか、お尋ねしたいと思います。

なお、循環型社会交付金を下田市が事務局になって総額1,542万5,000円いただいているわけですが、これは当然、国からの交付金を頂いているわけですので、例えば、国からその金を返してくださいとか、というような調査がない限り予算化する必要がないものだという具合に思うわけです。しかもそれらのものは基本計画であったり、生活環境影響調査の項目であったり、あるいは地質の調査2か所であったり、こういう作業で、それぞれそのときに、令和3年、令和4年、あるいは令和5年を含めて事業が展開して完結している事業で、その事業が終わったから国はその事業に対して循環型社会のための交付金を出すと。ところが当局の見解は、施設計画そのものが完成しないからそれは全部返すんだという論立てをしているようですが、国も県も具体的に請求書も出してきていないという状態の中で、予算化してもその予算は執行できないという予算を組んでると、予算の原則から考えても不当な予算を措置していると言わざるを得ないと思うわけですが、その点はどのように議論されたのか。国や県から返還の請求書も、それに対する正式な文書もない中で当予算を組むということはいかがなものかと私は思うわけです。

そして私はそういう意味では、交付要綱の中に規定がない事案だと思うわけです。ですからそれは国のほうもそれなりに論立てをして、つじつまが合うような論理のものであれば、そういう形で措置をしますよと、こういう経緯になっていようかと思いますが、やはり市民の側の立場に立てば、既に実際にやって事業者を支払っている事業であるので、その交付金まで返還しなければならないというのは、そうでないような交渉をきっちり国や県として、返還しなくても済むような措置を取ることが必要であろうと思いますし、今この予算の中で、繰り返しになりますけども、予算措置をこの時期にすべき内容のものでないこともこれは明らかだと思いますが、それらのものをおおむね妥当だと判断をしたという皆さんの委員会はどのような見解でそれが妥当と判断したのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔産業厚生委員長 楠山俊介議員登壇〕

○産業厚生委員長（楠山俊介） まず解散の経緯につきましては、この議第1号、第2号、第3号の中で、解散という経緯に至ったということは、下田市としては唐突で残念なことであったと。その解散に至った理由はどのような状況であるかという質問も出ました。そして当局から、南伊豆町の事情からということで、南伊豆町の焼却炉の廃止とか、あるいは今、外部へ搬出しますが、それらのものによつての財政上の優位さだとか、そういうもの、また、この物価高騰によつて当初の予算が膨れてきたというようなことの中で、この計画から離脱ということになったという説明がありました。

解散につきましては、それ以上の議論は委員会の中ではされておられません。

それから、順不同になって、もし足りなかったら言っていたきたいと思いますが、この補正予算で交付金に対する返還金が発生したということで、議第13号にそのものが出てきたんですが、まずこの交付金を返還すべきかという話に関しましては、委員から、返還しなくてもいい方法はないのかというような問い、あるいは解散に至った理由が物価高等、社会情勢の影響があるので、やはり国や県もそれを配慮していただいて、返還を見合わせてもらうようなことはできないのか、またそういうふうな思いで市も折衝してきたのか、あるいはすべきではないかというような意見が出ました。それに対して当局のほうから説明をいただきまして、まずこの循環型形成推進交付金制度というものは、まず論点からすれば、施設整備をするというのが目標であります。その施設整備のためにもろもろのいろんな計画づくり、調査、そういうものがあるということで、今回、この地域計画にのっとなって進めるに当たって、それぞれを進めてきたわけですが、結果的に南伊豆町の離脱、そしてこの組合の解散ということで、施設整備ができなくなったということが大きなものであって、施設整備ができなければそれまでのプロセスでいろいろやられたものに対する費用は返還するというルールであると説明をいただきました。このことに関しましては、市が県にきちっと相談をかけ、またいろいろ情報を提供して、国との情報をいただくということで、市と環境省が直接いろいろ打ち合わせることができない状況で、県が間に入ってやっていくという流れの中で、しっかりとそういう問合せをし、検討してきたということ。それから環境省もデータで出しています他の事例、またはQ&Aの中をしっかりと当局も精査して、そういうことで結果的に、この状況の中ではこの交付金は返還するものであるという国の回答に同意したということで、この作業が始まったということの説明をいただきました。

成果品に関しましては、いろいろ調査いたしましたけれど、まずは1市3町でやるという

のが大前提でつくられた地域計画であり、そして1市3町でやるということの中で、ごみの容量やあるいは稼働の時間等も大きくつくっているところでもありますし、またこの施設の建設場所が下田市であるということで、下田市の気候状態とか、1年間の施設運営に関わる環境をやってきたということでもありますので、今後、これに関して、新たなやり方になったときに、果たしてそれが十分に使えるかということに関しては、今のところ疑問があり、使えないという方向の中で考えているということです。

ただし、このデータに関しましては、解散後、下田市に記録されるものでありますし、また3町がそれに対して貸出しを望むなら、それは貸し出すというような状況でありますので、破棄されるものではありませんが、今後それを有効に使うということは、またいろんなルールの中でしっかりと検討してやらなきゃならない状況であるということでもあります。

それから、この返還に関しての請求がないだろうということではありますが、今後、この解散についての手続を踏み、それに必要な書類を添えて県に提出していく中で、県から請求書がつくれ、こちらにそれが来ると、それでその請求に関しましては、年度内で支払うというようなことで考えていると。また、請求日から20日を過ぎると延滞金が発生するようですが、そういうことにならないようにしっかりとした手続で順次やっていくということでありました。

それから、この1市3町の枠組みの施設整備が頓挫した段階で、各市町が今後どのようにやっていくか、あるいは下田市はどのようにやっていくかという中の計画づくりなり、何なりに関しましては、特に議題にはなっておりません。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 多くの誤解を与える発言だったと思うんです。ぜひともその点は前もって訂正をいただきたい。国に返さなければならない金だと、こういうルールがあるんだと発言されたと思うんですが、そうであればそのルールを文書をもってきっちり当議会に当局は出す必要がありますし、委員会にそういうものが出されたのか、お尋ねしたい。

ですから、2つの返還金の問題については、当局が言うところの、返さなきゃならないという論と、その年度分の事業は完結しているんだから返さなくていいのではないかという論が対立しているということは僕も理解して、この2つの論があるんだと。どちらの論を国が採用してくれるかという状態にある中で、あたかも当局が言うような規則や決まりやルールがあるんだというような見解というのは改めていただきたい。そういうものがあるのなら、

ちゃんと交付要綱の第何条のどこにこういう具合に書いてありますと、したがってこういう具合にしなきゃなりませんと、こういう結論を得なければならないと思うわけです。そんなものは委員会に提出されましたか。本会議にも提出されていない、委員会にも提出されていない。そういう2つの論があるということは承知して、委員が当局の側に立ったということは分かりますけども、地方交付税にしても、補助金をもらうにしても、一定の申請をして、国や県から、こういうわけでこれだけの量の補助金や交付税を交付しますよという通知があって初めて予算化されるわけです。勝手にこうであろうというようなことで、このぐらいいっぱいもらえるだろうというので勝手に予算措置をするなんていう予算のつくり方はしないわけです。きっちり議論の中で、国からこういうわけでこれだけ返還してくださいよというものが確定して初めて予算化して、そこで予算執行すると。請求も何もない中で、勝手に下田市と1市3町で考えたか考えていないか知りませんが、当局の一方的な見解で返すだというような論理というのは予算の措置をする意味でも、私は成り立たないと思うわけです。どうやって執行するんですか。どうやって当局は執行できるという具合に委員会として判断したんでしょうか。

それからもう一つ、南伊豆町が離脱するということが形式的にはそういう形になっていますが、南伊豆町は炉が使えなくなってすぐに修理という方向に行かずに、・・・の方に1トン当たり6万1,000円ほどで処理をしていただくという方向で進んでいようかと思うわけです。ですからそういう意味では、2年間も延期して、さらに年度ごとに、完成するかどうか分からないものを、毎日のごみ処理を任せるわけにいかないという事情が当然出てきたと思うわけです。南のほうは。そういうものに対して、1市3町としての明確な応援や支援体制もつくらずに進んできて、これが今日、解散ということになったという経緯だと思うわけです。ですから、やはりそういう意味からいって、県が1市3町でやりなさいというようなことを認め、推進してきて、今日の物価高を迎えているという状況の中で、下田市だけの責任ではない、自治体だけの責任ではない、県の指導や国の指導の在り方の欠陥というのが、こういう事態で生じているわけですから、当然、国に向かって返還しないで済むような措置を取っていただく努力をすべきであって、返還するための取組をする前に、交付金を返還しないで済む努力をまず今は求める時期だと私は思うわけです。そういう結論の出ていないものをあたかも結論が出て、これだけのお金を全額返さなければならないんだということであれば、逆に言えば、市長は全く失敗はしていないんだという答弁を私の質問に対して出しているわけですから、返すということは、それらのものを否定するということになるんだろうと

思うんです。市民への無責任さ、そして失敗はしてないということは、実態的には全部返す予算措置を取るということは、財政的には大失敗したということをご自ら認めている見解になるかと思いますが、市民がこのことをどう考えるかということの見解は、委員会として、あるいは委員長としてどのようにお考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔産業厚生委員長 楠山俊介議員登壇〕

○産業厚生委員長（楠山俊介） 先ほど説明しましたけれど、交付金の返還に至った最大の理由は、施設整備がなくなったということです。この交付金をお願いするに当たっては、1市3町で施設整備をしたいということの中でこの交付金を利用するのが優位であるという結論の中でここまで来たかと理解しています。

施設整備をするに当たって、もろもろの調査、あるいは計画というのが必要で、それに対する経費に関しましては、年度ごとにこの交付金から出されていって行ってきたと聞いています。しかし、国の交付金に対する解釈は、施設整備をするための交付金であって、一つ一つ計画をつくるためのものに対して、一つ一つ完結した補助制度ではなく、一連の補助制度であるということで、施設整備が頓挫した段階では最初に戻ってそれぞれ計画等つくったもの、そしてもう既に支払いが執行されているもの等も含めて返還するものであるという解釈を国が出してきたということでもあります。

今回みたいな解散というようなことでこういう状況になるということは、国からしても初めてのことのようでありまして、いろいろな事例を検討の中で、この事例に関しては、当初の交付金を返還する事例であると結論を出してきたわけでありまして、当局としては、その判断に従うという状況になったと説明をいただいております。

ほかにもしあったら、何か足りないところはありますか。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員、3回目です。

○12番（沢登英信） 先ほどから何回も言っていますように、本会議の中での当局の答弁は、県を交えて、県を通じて国の意向について、この間何回か、5回だったですか、何回かどういふ具合にしようかという打合せをしていると報告を聞いています。そしてその内容は、それぞれの、下田、1市3町がそれなりの理論立てをして、納得がいくような論立てができればそういう形にしますよと、そういう段階で今話し合ってますよと、本会議ではこういう結論であったかと思うわけです。

ところが委員会になって、委員長は、国からなしなさいという結論を出した文書か何か知

りませんけども、結論が来てるという本会議の答弁とは全く違う答弁で、当局の言うようなことを国が要求しているかのような形の発言を何回も楠山委員長は繰り返している。だとすれば、何月何日に国の何という部署から、あるいは何という人から、責任者からその通知が来たのか、そういうものを提示できない限り、それが国の決定の内容だというようなことは結論づけられないのではないですか。状況からいって。本会議の質問に対する答弁と1日か2日しか変わらないのに、土・日を挟んでいるだけで、もう国からそういう文書が来たなんていうようなことはあり得ないと私は思うわけです。そういう結論を委員会として出すなら、その文書をこの議会に提示してください。委員会として。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔産業厚生委員長 楠山俊介議員登壇〕

○産業厚生委員長（楠山俊介） 私はそのような文書が来たということは一言も言っておりません。そういう回答が県を通じてあったと当局が受け取ったということで、それでこの案件がスタートしていると聞いているところであります。

委員会としては、環境省のどの課で誰々からというようなこと、あるいは、県の何課の誰々からというようなこと、そういうところまでは質問もしませんでしたし、当局からそういうことを聞いているところにはありません。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、産業厚生委員長に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。

次に、総務文教委員会 天野美香委員長の報告を求めます。

6番 天野美香議員。

〔総務文教委員長 天野美香議員登壇〕

○総務文教委員長（天野美香） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決するものと決定したので、報告いたします。

1. 議案の名称

1) 議第4号 下田市過疎地域持続的発展計画について

2) 議第5号 令和6年度(債務負担)下田市新庁舎整備工事(建築)請負契約の締結についての一部変更についての一部変更について

3) 議第6号 令和6年度(債務負担)下田市新庁舎整備工事(機械設備)請負契約の締結についての一部変更についての一部変更について

4) 議第7号 令和6年度(債務負担)下田市新庁舎整備工事(電気設備)請負契約の締結についての一部変更について

5) 議第8号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について

6) 議第9号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

7) 議第10号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

8) 議第11号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

9) 議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について

10) 議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算(第6号)本委員会付託事項

11) 議第14号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

12) 議第15号 令和7年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)

13) 議第16号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

14) 議第17号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)

15) 議第18号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算(第3号)

2. 審査の経過

1月19日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より鈴木総務課長、平井企画課長、糸賀財務課長、加藤福祉事務所長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案に係る現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由

1) 議第4号 下田市過疎地域持続的発展計画について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要なものであると認めた。

2) 議第5号 令和6年度(債務負担)下田市新庁舎整備工事(建築)請負契約の締結についての一部変更についての一部変更について。

決定、賛成多数で原案可決。

理由、やむを得ないものであると認めた。

3) 議第6号 令和6年度(債務負担)下田市新庁舎整備工事(機械設備)請負契約の締結についての一部変更について

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要なものであると認めた。

4) 議第7号 令和6年度(債務負担)下出新庁舎整備工事(電気設備)請負契約の締結についての一部変更について

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要なものであると認めた。

5) 議第8号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例制定であると認めた。

6) 議第9号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

決定、賛成多数で原案可決。

理由、やむを得ない条例制定であると認めた。

7) 議第10号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例制定であると認めた。

8) 議第11号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、賛成多数で原案可決。

理由、やむを得ない条例制定であると認めた。

9) 議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について

決定、賛成多数で原案可決。

理由、やむを得ない条例制定であると認めた。

10) 議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算(第6号)本委員会付託事項

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

11) 議第14号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

12) 議第15号 令和7年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

13) 議第16号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

14) 議第17号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

15) 議第18号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算(第3号)

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

以上でございます。

○議長(中村 敦) 報告者にお尋ねします。ここで休憩してよろしいでしょうか。

11時10分まで休憩します。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長(中村 敦) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前の総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

8番 楠山俊介議員。

○議長(中村 敦) 12番 沢登英信議員。

○8番(楠山俊介) 委員会が別なのでちょっと教えていただきたいと思います。

決定及びその理由の中で、4議題について、議第5号、議第9号、議第11号、議第12号において、決定が賛成多数、原案可決ということになっておりますが、この場合は、反対意見があつてこういう形になったと思いますが、その反対意見の内容を、簡単でいいですから、

教えていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 委員長

〔総務文教委員長 天野美香議員登壇〕

○総務文教委員長（天野美香） 2の議第5号 令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（建築）請負契約の締結についてのこの部分の反対理由ですけれども、現場の判断だけではなくて、議会に諮るべきといった反対の意見がございました。当局からの御回答とえば、コンサルタント、または関係者等で協議をした上で至ったという説明がございました。その内訳に関しても変更内容ですとか、そちらのほうは細かい説明もございました。

6の議第9号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、こちら地域手当だと思うんですが、反対の意見としましては、人事院勧告で出されたものは実施するべきであるという反対の声がございましたが、当局からは、組合との交渉ですとか、職員等の理解を得た下で100分の2を100分の3と改めるものであるとの説明がございました。

それと、8の議第11号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、こちらの反対意見としまして、基準月額の上上げを20にすべきだという反対の意見がございましたが、当局の御説明では、事務処理が煩雑になるためというものもございますが、結果的には基準額21ということで給与は上がるものであるといった御説明がございました。

9の議第12号 下田市特別職の常勤職員給与費支給条例の特例に関する条例の制定について、こちら委員の中からは、支給額を減らすのではなく、必要でない事業を考え直すというか、見直すべきではないのかという反対意見がございました。当局からは、公共経営改革、また財政を見直す協議などをし、三役との話合いの下、その中でも令和6年度頃から三役で金額についての話合いはあったようですが、そういったことの協議の下、改めたものだという説明がございました。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 3点ほどお尋ねします。

議第4号の下田市過疎地域持続的発展計画について、これは前回の12月議会で否決された案件です。なおかつ、総務文教委員会でも否決されていたというような事情があったかと思えます。これについてどのような議論がされ、今回は必要なものであると認めるという結論に至ったのか、お聞かせください。

次に、議第5号から7号までの下田市新庁舎整備工事に関してですけれども、今回のこの議案が通れば、債務負担として、ほぼ多分、その工事が決着するといいますか、費用がほぼ確定していく中で、全額で建設費が幾らになったのか、そして、福井市制時代の新築建設というのがありました。昨日だったか、市長のほうでお話がありましたけれども、コロナがあってというようなことで今回の工事になっているというような、ちょっとタイムラグがあったというような御説明がありました、そちらでは幾ら予定だったのか、その比較みたいなことの御議論があったのかどうか、お話しください。

次が、議第9号のいわゆる地域手当の減額というところですが、第一生命保険経済研究所によれば、この1月、11か月連続で実質賃金が大幅に減少しています。同時に2016年の家計負担は年間1人当たり2万2,000円、4人家族で8万9,000円上昇すると試算されています。人事院勧告はこうした実情を反映して、公務員の給料手当を上げるよう、あるいはときには下げるよう勧告するもので、非常に重い判断だと理解しているところです。上昇分に関しては国から更正措置が施されるため、下田市民の負担はありません。この人事院勧告の趣旨や減額の悪影響について、委員会ではどのような議論が交わされたのでしょうか。下田職員は、我々議員にとっては、共に下田のために汗を流す仲間です。この職員の手当の減額に対して反対意見はなかったのでしょうか。やはり議会として、どのように声なき声をすくい上げていくのかというのも一つの大きな課題であるかと思いますが、その辺どのような議論があったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中村 敦） 委員長

〔総務文教委員長 天野美香議員登壇〕

○総務文教委員長（天野美香） 1、議第4号の下田市過疎地域持続的発展計画、これに関しましては、前回は否決ということで、今回新たに御説明ございました、資料配付もございまして、その中で修正すべき点は何か所かございましたが、全て修正されておりました。将来負担比率のことで前回ちょっとあったかと思うんですけども、こちらの御説明では、公営企業債等の繰越見込額が、下水道の償還が始まったことでマイナス9億4,000万円、それと組合負担等の見込額、これは細かくプラント基幹改良工事が令和10年、11年と、消防組合、それと下田署の移転が令和9年、10年、それと河津署建て替えの令和11、12年、こちらが5億8,000万円プラスになってはいるんですが、将来負担比率算定方式によって、それらのことから令和6年度の50.8%に対しまして、見込み令和10年度は48%程度となり、公共経営改革の取組を進めていく中での目標値として余裕幅を抑えまして、50と%するものだと、これ

に関してはそういった説明がございました。

それと、議第5号、議第6号、議第7号ですけれども、まず、前福井市長当時の比較ということは特段議論にはなりませんでした。委員会では上がっておりません。それがまず一つ。

それと、新庁舎の建設事業に係る事業の内訳書というものをいただいております、現段階では、令和8年度の事業見込みを含めて、総事業費は36億5,493万7,000円、財源内訳として、過疎債1億400万円、緊防災28億8,234万円、緊防災用地分として1億4,440万円、合計額が30億2,674万円として、防災関連県費の補助が306万円、庁舎基金4億5,000万円、そういった細かい説明もございまして、今、順調に執行されているという御説明がございました。ただ、緊防災につきましては、令和12年までの延長がされるため、現在の借入れ可能上限額32億7,153万円に対して、ここでちょっと2億4,400万円ほどの余裕が若干生じるんですが、この件に関しては、令和8年度事業において活用していきたいお考えがあるという説明がございました。

それと、議第9号の下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、これは先ほども楠山議員からございまして申し上げましたけれども、反対意見も先ほど申し上げましたとおり、実施すべきだ、人事院勧告が出されたものは実施すべきではないかという反対意見がございましたけれども、組合との交渉と職員の理解の下、改めるものであるということで、あくまでも悪影響、特段そういったことへの委員会での議論はございませんでした。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 庁舎建設の配付資料が総務文教に配られたということなんですが、これは皆さんにも配っていただくことは可能なんでしょうか。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。

次に、議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対して、沢登英信議員及び岡崎大五議員から、お手元に配付いたしました修正案が提出されております。

提出者の説明を求めます。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） それでは、議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議の修正案について御説明をさせていただきます。

発議者は、下田市議会議員 沢登英信、発議者、下田市議会議員 岡崎大五でございます。

下田市議会議長 中村 敦様宛ての資料をお開きいただきたいと思います。

議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議であります、上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

提案理由でございますが、循環型社会形成推進交付金1,524万5,000円は、令和3年度に作成された循環型社会推進地域計画に基づき、令和4年度から令和5年度に実施しました「広域ごみ処理施設整備基本計画」、「地質調査2か所」、「PFI可能性調査」や「生活環境影響調査」について交付されたものでございます。その時点で完結しております事業ですので、返還する必要がないと考えるべきものであると思います。

なお、770万円の事業者選定アドバイザー事業は完結しておりません。しかもこの事業は一部事務組合になってから、令和6年度と7年度にかけてこの事業は展開するということになっているわけですが、この事業は残念ながら完結していないという事情でございますので、これは返還しなければならない内容を持っているだろうと。しかし、1,524万5,000円の令和4年度から5年度にいただいた交付金につきましては、返還をする必要がないものであり、そして、なお現時点においてはそのような請求が国や県からも来ていないと、先ほどの委員長の報告の中でも、口頭で返還しなさいという通知があったというようなことですので、そういうことで予算措置がされるものでないことは明らかだろうと思うわけです。

そして何よりも、残念ながら一部事務組合の解散は、これを実行していけば財政破綻を来すという内容を含んでいるものであろうかと思っております。令和3年度時点では、205億円できるといふこの事業が、令和4年度から5年度にかけては251億円だと、そして今日それを実施しようという段階になりましたら、平均すると305億円だというような形の中で、100億円からの1市3町とはいえ、この事業が約100億円からの増加を見るというような形の中では、130億円程度の当初予算しか財源が見込めない中では破綻することは当然でありますので、これを実施ができないとやめようということは当然の結論だと。しかしこのような事業を何回も見直す時期があるにもかかわらず、見直しをせずに今日まで来て、この間、結果的には2億円余の無駄遣いをしたということは、当局も深く反省しなければならないし、それ

でよしとしてきた議会や一部事務組合の議会についても深く反省しなければならない。市民に対する責任をどうするのかとこういうことが問われる内容になっていようかと思えます。

そして、全額を成せばいいんだという判断は、市民に対して責任を果たそうとしている立場がないという、自分たちの誤りがないという具合に市長は言ってきて、謝りもしないのに、この費用を完結した事業に1,524万5,000円の金を返そうというのは、全くこの論理に合っていないと言わざるを得ないと思えますし、これが結論が出て、返さなければならないということになったとしても、それはそのときにちゃんと国や県から、こうこうこういうわけでこのお金は返還願いたいという文章が当然来て、措置をするということになるわけです。

そういうことから考えても、今の時期に予算措置をすべきものではないことは明らかですし、予算措置をしても実態的に実行はできないと、実行できないような予算をつくるなんてことは、予算の作成、編成にあってはならない、原則に反する内容であろうと思えます。

委員会の決定は、残念ながら、これらの原則に次々に反する決定をしていると言わざるを得ないと思えますので、それらの誤りをぜひ正していただきたいということで、修正案を出すものであります。

修正案の内容につきましては、1ページをまずお開きいただきたいと思えます。

議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対する修正案でございますが、議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第6号）の一部を次のとおりに修正するものでございます。第1条中、「1億7,702万9000円」を「1億6,796万6,000円」に、そして「148億9,087万6,000万円」を「148億8,181万3,000円」に改めるものでございます。その諸収入の歳入のほうの金額を消して、925万9,000円を19万6,000円に変えておりますが、諸収入の雑収入を、それは差し引きしますと、906万3,000円を減額しているということでございますが、これは説明資料の一番後ろの表を見ていただけると分かると思えますが、想定は1,524万5,000円を国に返すというものでございますが、その町村ごとの下田市を除いた町村の負担分が906万3,000円は、歳入として、1市3町、南伊豆、松崎、西伊豆町から合わせて906万3,000円をいただくという形になっているわけですが、1,524万5,000円を支出する必要がなければ、当然もらう必要がないということで、歳入を減額するものでございます。

そしてそれに伴う618万2,000円をその金額に足して、1,542万5,000円を支出するというようになっておりますので、下田市が出す部分、618万2,000円は予備費に回す予算措置になっているものでございます。

同じことでありますが、議第13号の修正案の説明資料も同じ記載になっていようかと思

ますので、そちらのほうは財源内訳まで含めて、当然訂正するという予算措置になりますので、その説明を付け加えさせていただいているものでございます。

4 ページをはぐっていただきますと、同級他団体の受入金が906万3,000円をゼロとするもので、南伊豆地域広域ごみ処理事業の負担金の受入れをゼロとするものでございます。

なお、この修正につきましては、国や県が循環型社会の形成の推進計画をつくりなさいと、これは基本的にはごみ処理施設等も当然その中に含まれているわけですが、もっと大きな意味での循環型社会をつくるための3Rとか4Rというようなことを含めて実施していきなさいということになっているわけであります。そしてこの1市3町でつくっております循環型社会形成推進計画は、当然、一部事務組合が解散するということになれば、この計画を実施する主体はなくなってしまうわけですから、この計画は当然なくなると言えますか、実施主体するものがないということになりますので、各町村ごとに、当然、下田市は下田市の循環型社会形成推進の計画をつくると、つくるに当たっていろんなデータ、1市3町のデータがありますので、そういうデータは利用をなさいよと、改めて費用をかけるのではなくて、そういうデータを使って自分たちのものをつくりなさいよということが、この循環型社会形成推進交付金の指導として決められているわけです。

ところが、これを理解し間違ってるのではないかと私は思うわけです。具体的な文書でいきますと、複数の事業主体で地域計画を作成していたが、共同してごみ処理をすることができなくなったため、それぞれ単独で地域計画を作成したいと、どうすればよいかと、今、具体的に下田市で起きているような事態に対してどうしたらいいかという質問を出してしまっていて、国がつくっております交付制度のQ&Aの中には、御質問の場合、既にある地域計画に基づき各事業主体において目標達成に向けた施策が進められているものであり、地域計画の継続性の観点から、現行の地域計画を基にこれを変更する形でそれぞれの地域計画を作成することになるという表現を、この地域計画は残っているという理解の仕方をしているようですが、具体例でいきますと、例えば、A地域計画、計画期間20年度から24年度を基に事業主体、B、Cがそれぞれ単独で地域計画を作成するのであれば、B、Cが作成する各地域計画は、計画期間が20年から24年度、必要に応じて期間を延ばすことは可能だけでも、基本的には同じ年度でやりなさいよというようなことを書いてあるわけです。それから、A地域計画の内容をB、Cそれぞれに分けたものとして作成することになると、なおその場合、当然のことながら、B、Cはそれぞれ人口面積要件を目指す必要がありますよと、こういうことが広域計画をつくる場合には、人口要件5万人以上とか、1日最低でも100t以上の炉

をつくりなさいとか、こういうことが規定になりますということが指摘してあるだけであって、当然、1市3町でつくった南伊豆地域循環型社会形成推進地域計画そのものはこれを実行する組織がなくなるんですから、こういうことになって、下田市は新たなものをつくる、こういう国の指導から言っても、今の時点で予算措置をして国に返還するんだという結論は時期尚早であるし、今当局にやっていただくことは、これらの1,542万5,000円の費用を返還しなくて済むように、国、あるいは県と交渉していただくことが必要な時期であろうと思いますので、この修正案に皆さんの賛同をいただきたいと思って提案するものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 今の沢登議員の説明に補足をさせていただきたいと思います。

ごみ処理事業の破綻は、第一に、広域といっても、1市3町人口3万6,000人の財政規模では無理があったこと。第二に、財政計画が伴っていなかったことが原因です。

現在取り組んでいる公共経営改革を3年前に行い財政指針を打ち出し、その上でごみ処理場建設を進めていく、すなわち、双方を見合わせながら進めていってれば、こうした混乱を招かなかったと思われまふ。これはすなわち、一部事務組合の管理者であり、市長である松木市長の運営ミスです。

しかも、一部事務組合議会では、本予算が可決され、3町の町長とも合意、3町議会でも可決されています。すなわち、関係者全員が松木市長の失敗を認めたのが本予算であり、さらに本会議に議案が出された以上、市長自らも失敗を認めていることになります。

しかし一方で、1市3町で人口が3万6,000人しかいないこの地域に、国や県が広域でごみ処理施設を行うことに同意したのも事実であり、責任の一端はあります。その責任を1市3町の住民に全て負担させるのはあまりに酷というものでしょう。既に使ってしまったお金に関しては、国や県にも一定の責任を持ってもらうのが正しい選択ではないでしょうか。特に違反もなく、補助金事業を遂行しただけなのですから。既に時間や人的経費のロスは1市3町の住民が億単位で負担しているのです。

よって、修正案を發議し、国・県と膝詰めで粘り強く話し合ってください。それが1市3町の住民の財産を守ることではないでしょうか。

以上です。

○議長（中村 敦） 傍聴席、お静かに願います。

提出者の説明は終わりましたので、これより修正案に対する質疑を許します。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 提出いただいております修正動議の内容に疑念がございましたので、暫時休憩を求めたいと思います。

○議長（中村 敦） ただいまの動議に賛成の議員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（中村 敦） 結構です。

暫時休憩します。

午前11時42分休憩

午前11時52分再開

○議長（中村 敦） 江田邦明議員の動議による休憩を閉じ会議を再開いたします。

動議によって休憩中に指摘されました件について、事務局より説明いたします。

○議会事務局長（高橋智江） お時間をいただき申し訳ございませんでした。

ただいま配付させていただきました修正動議と説明資料、一部ずつお配りしたんですが、修正動議に一部誤りがございましたので、正しいものを配付し直させていただきます。

暫時休憩をお願いいたします。

○議長（中村 敦） 暫時休憩します。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで休憩します。1時まで休憩します。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいまより議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室へお集まりください。

暫時休憩します。

午後1時01分休憩

午後 1 時09分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいまの議会運営委員会は、先ほど沢登英信議員及び岡崎大五議員から提出された下田市一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議について、正誤の申入れがあり、その扱いを協議し、正誤として確認がなされました。

別紙のとおり配付いたしましたので御確認を願います。

ここで提出者より説明を求めます。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 修正案提案に当たりまして、余分な時間を皆さんに煩わせ、大変申し訳なく思います。

内容的には、提案書の1ページの予備費の総計額の数字が間違っていたということでございます。8,701万2,000円と補正額、当局の予算の横棒2つで消してあります3,410万7,000円を足しますと、1億2,411万9,000円となるのが正しい数字でございますが、1億1,035万3,000円と間違った合計額となっていたものでございまして、ここを訂正させていただきたいと思っております。

なお、説明資料のほうは正しい数字になっておりますので、おわびして、ぜひとも修正案に御賛同くださいますよう、御審議のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） それでは、本修正案に対する質疑を許します。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 修正動議の提案理由の中に、事業者センターアドバイザー事業は完結していませんので返還する必要があると判断するものと記載がございまして。予算書のほうですと31ページに、2406南伊豆地域清掃施設組合負担事務のうち、南伊豆地域清掃施設組合負担金303万4,000円、こちらの負担金がこの文書に該当するものと考えます。

また、この修正案説明資料の裏面から質問させていただきたいと思っております。事業者選定アドバイザー事業につきましては、一部事務組合が主体となって事業を行ったものであると認識しております。こちらの事業は、令和5年度、令和6年度、令和7年度の事業で、委員会審査の中では、この事業は単年度ごとの事業かという委員からの質問に対し、課長からは、

単年度ごとの事業であり、単年度ごとに交付金の確定通知をもらい、この交付金額を受けているとの説明がございました。

今回修正動議におきましては、年度内に年度分の事業は確定しているから交付金の返還は必要ないという考え方の立てつけの下、下田市が主体となって行った基本計画、支出調査、PFI調査、生活環境影響調査、この分は返す必要がないんだという内容の修正動議でございますが、考えの立てつけとして、一部事務組合のほうも同じような考えが私は必要かと考えますが、まずその点について提出者の考えを御質問させていただきます。

次に2点目でございます。こちらは、循環型社会形成推進交付金を受けるものであり、またこの交付金制度につきましては、沢登議員からも御説明がありましたとおり、Q&Aというものが公表されているところでございます。Q&Aの返還手続において、少し説明させていただきますので、この取扱いは適正かどうかということを質問者にお尋ねしたいと思います。

返還手続を行う場合、まず1、事業主体において都道府県知事に対し返還が必要な交付金の交付を受けた年度の事業実績報告書を再度行う。2、都道府県知事は、事業主体からの1の事業実績報告に基づき、再度額の確定を行い、返還額を確定させる。3、都道府県知事は、2の額の確定と併せて、債権発生通知書を作成し、通知を受けた歳入徴収官は事業主体に対する納入告知書を作成、送付する。4、事業主体は、送付された納入告知書により、交付金の国庫返還を行う。ただいま申し上げました1から4の手続は適正であるかどうか、お尋ねさせていただきます。

以上、2点よろしく願いいたします。

○議長（中村 敦） 提出者。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 1点目の説明資料の裏を見ていただきたいと思います。事業者選定アドバイザーは、令和5年、6年度、それから令和7年度にかけて行うというような計画になっている事業でございます。既に一部事務組合のほうで770万円は返還するという決定を議会としてしたものでございます。決定をした理由といたしましては、アドバイザーはこの3年間にわたる事業でございます。アドバイザーの業者にどのようなお金を払って、今後払わなくていいかというようなことを協議しているところだと、一つ業者との関係があるということと、その業者との関係の中で、まだアドバイザーの事業自身が完成していないという中で、アドバイザーそのものの事業そのものが完成していない状態と私は判断

しましたので、これはなさなければならぬだろうという判断をしたわけであります。

そして、当局の論理は、アドバイザーについても、施設を建設するのが最終目的であるので、最終目的を達しない限りはこれは全て返さなければならぬと、こういう一定の論理の違いはございましたけども、1点目につきましては、一部事務組合で770万円については、私の考えとすれば、事業の完結を見ていないので、アドバイザーそのものの事業も完結していないということで、為さざるを得ないという判断をしたものでございます。

そして、下田市が事務局となって進めてまいりました基本計画や生活環境影響調査についての1,524万5,000円については、既に事業としても完結して、生活環境影響調査の報告書も出ていますし、基本計画もきっちり出来上がっていますし、業者へもきっちり問題なく事業費をお支払いしているということで、既にその時点で令和7年度時点で完結しているものと、アドバイザーのほうはいまだ完結していない未実施の事業であるという判断をいたしました。ただ、年度ごとに事業結果を見て、国から交付金を受けているものであるということは、申し訳ないですけど、今時点、きっちりそういうことで確認をしたということでございます。

それから、令和4年度から5年度にかけましての組合設立前の1,524万5,000円の手続の順序というのは、今、江田議員から言われたような形で進められることになるだろうという判断をしております。

そういう判断をしているわけですが、先ほどの楠山委員への質問で明らかにさせていただきましたように、それはきっちり確定したのものではないと、今、ですから、当局の現状の中では、一部事務組合で交付決定をして、途中で事業を中止して返還しなければならないというような事例は初めてだと、県内でも恐らく初めてであろうというような声の中で、どうというような仕組みにしていくかということも交付金の交付要綱の中ではきっちり決まっていない状態で、それぞれの理論立てと言いますか、理由の下での返還が求められているものであると、したがって、そこら辺のところの整理をして進めるべき返還事業だということでございますので、そうであれば当然、市民の側に立って、返還しなくて済むような論理立てをして、国や県に御納得いただくと、こういう努力をすべきだと思うわけです。そういう努力をせずに実現できなかったのが、全てのものを返還するんだというのは、当局の取ってきた今までの経過の中で間違いがなかったんだということとも矛盾するんじゃないかと、むしろ国に対して1,524万5,000円は事業として実施してきて、大変な物価高の中でやむを得ず断念しなきゃならないと、これを実施すれば、財政破綻を来してしまうというような状態の中で

断念したということを訴えて、返還しなくて済むような、自在に引き出すということが必要なことかと思えます。

一応、2点についてはそんな関係でおります。

岡崎議員から補足があれば、またお願いしたいと思えます。

議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） いこういう場合は、やっぱり直接県と国と担当者と膝を交えて話をすることが前提として大事だと思います。こちらで要綱等を読んで、こうあるのかな、ああなるのかなということ解釈を進めるというよりも、今回のこの破綻で一番重要なのは、トライアンドエラーの中でエラーに入ってしまったというような事業に分類されていくかと思うんです。そういった事業が今後、日本の国の中でいろいろと起こっていく可能性がある。その場合は、どういうふうな対処法を考えたらいいのかということ、あらかじめ環境省なり、各都道府県なりがやっぱり把握しておく必要もある。そのためには、この事業がどういうふうな形で今まで進んで、どういうような状況で破綻に向かわざるを得なかったのかというような情報を共有していく。県や国と情報を共有していくということが必要なんです。要項を読んで、こうしたらいい、ああしたらいいということじゃなくて、今回のこの事案というのは、日本の国内でも非常に珍しい事案で、こんなことはそうないわけですね。ないことが起こったわけですから、やはりそのデータを県、国と共有する中で、今後、ほかの市町が同じ事業を行う場合の助けになるというようなところまで、何と言いますか、持っていくということも一つトライした責務ではなかろうかと。それによって、結果としてエラーであったとしても、トライしたことの尊さというものが評価されるのではないかと思います。

僕は、松木市長がこれにトライしたということは、すごく評価しています。しかしながら、結果として無理だったということもまた直視しなければいけない。そういったことを、この一つの予算の中で展開することが最後のチャンスとして可能なので、ぜひともそれをしていただきたいというような考えでこの修正案を出させていただいたというところでございます。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 質問に対する以上の御回答いただきましてありがとうございます。

提出者、発議者の御説明ですと、事業者選定アドバイザーについては、年度ごとに交付決定がされているけど、事業内容が一緒だから、こちらは途中で終わったということで返す必要があるという理解をしましたが、それでよろしいか、再度確認させてください。

もう一点、すみません、2点目の質問について、事業実績報告の変更ということで、それぞれ事業主体、都道府県、また国の流れを説明させていただきますが、端的に質問させていただきますと、県の歳入徴収官から納入告知書が事業主体に届いた場合、これは交付金の返還をする必要があると考えるかどうか、質問させていただきます。

○議長（中村 敦） 提案者。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 納入告知書が届いた場合には、それは返還する必要があると私は判断いたします。

しかし、それに至るまでには、どういうわけで一部事務組合が破綻したのか、そして断念したのかということをお等々にきっちり申し述べていかなければならないと思うわけです。それは、地域の環境整備のために実施したい事業として進めてきたけども、今日の、一つは広域行政におけます内容から言えば、日量300トン以上の焼却炉、少なくとも100トン以上ということや人口が5万人以上とか、その面積が決まっているにもかかわらず、1市3町ではその面積に達しない状態の中で、過疎地域であるので特別に認めますよという形で交付金を受けているわけです。そういう状態の中で、今日の物価高、鉄鋼が上がり、人件費が上がり、それぞれの物価が上がる中で、とてもこの事業を実施していたら財政破綻を来してしまうと、そういうことが市長としても理解いただいて、中断すると、こういう経過になったわけですので、その経過をきっちり説明して、さらにそういう自体で国の物価高や今の経済状態の中で断念をせざるを得ない結果になったわけですから、それらの結果の責任を全て地元の自治体に押しつけるということではなくて、指導の下にそういう交付金もいただいているという、国や県の指導の下に、了承の下に交付金もいただいてその事業を実施してきているわけですので、それについては返還しなくて済むというような御回答をいただくような最大の努力をすべきだと。そういう努力なしにして予算措置をして、あとは安心だと、そういうことでは市民に対する責任を果たしているということにはならないのではないかと私は考えるものです。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 一部事務組合とお考えに差があることについて、若干、疑義があるところでございますが、最後の質問というところで、循環型社会形成推進交付金の交付取扱要領の中では、交付金の返還期限はその命令のなされた日から20日以内とする。ただしというこ

とで、交付対象事業者が交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内とすることができる。なお、返還期限内に交付金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとするという要領がございます。沢登議員も御存じかと思いますが。

そういった中で、委員会審査の中では、今回の返還手続において、一部事務組合の解散もあるということで、一部事務組合と合わせて、下田市も年度内に交付返還に関する納入通告書が届いたら返還を行いたいという説明がございました。そういった事情を踏まえると、もう1月中旬、2月、3月という期間の中で、この1月臨時会の中で予算執行ではなく、予算措置を行うことは必要かなと考えますが、発議者においては、こういったスケジュール感において、予算執行ではなく、同額の予算措置の必要もないという判断でよろしいか。お尋ねさせていただきます。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） ちょっと答弁がそれるかもしれませんが、基本的に、返還するということは、その事業を実施するに当たって、国や県を、いわゆるごまかすというんでしょうか、その事業を実施する予定がないのに補助金をもらうのに偽りのことの内容から交付金を頂いたと、したがって早急になさなければならないんだという枠組みの中での返還だと思うんですけども、今、下田市と一部事務組合が遭遇している状況は、そのような意味での悪意の下に交付金を頂いて国に返さなくて済むようにしてるんだと、こういうことは全く内容が違うと思うわけです。国や県の指導がある中でそれが実施できなくて、返さざるを得ないという事態に立ち至っていると。国や県の責任はないのかと、こういう点で、そういう責任も国や県も感じているから、話し合いに応じて一定の論立てができれば返さなくていいですよということに解釈ができるような対応を示しているというのが現状だろうと思うんです。

ですから、改正ということが来たことを前提にして、20日間と90日以内に返さなければならないので、今すぐに予算措置をしなければならないんだという論立てに、市長にどうという態度を取るのかということかと思いますが、それらのことは3月の議会も間もなく、当初予算の議会もありますし、補正の議会も、それは当局が考えることでございまして、こちらがすぐにどうこうできる、議会がどうこうできることではないと思いますけども、予算措置をする必要があれば、20日以内等々に含めて予算措置をする、あるいは手持ちの資金で運用するということは十分可能な額であろうかと思いますが。専決を進めているわけではござ

いませんけれども、専決という制度もございますし、いろんな形で対応できることであろうと思います。

今の時期として一番必要なことは、やはりこのような現状を国、県に訴えて、返還しなくて済むような結論をいただくということが今一番心がけなければならない課題ではないかと思えます。

以上、岡崎さんのほうからまたフォローをお願いします。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 3月の議会までまだまだ多少間がありますので、2月の間、早いうちに県と国に行く、ひとまずね、行って話をする、お金を払わないと言っているわけじゃないんですよ。その前の段階でまずやるべきことがあるんじゃないかということをお我々は言っているわけです。話をして、結果としてどういうふうな判断というのは、またその時点で出てくるかと思いますが、同時に、今後、ごみ処理施設が下田市は必要なわけです。そんなことも含めて相談しなきゃいけないわけです、県や国と。既に県のほうでは、広域ごみ処理の枠組みを新しく考え直しているというような話が昨日課長からありましたけれども、今回の破綻を受けて、もう既に県は動いているわけですよ。そこら辺の情報も含めて早めにキャッチして、今後どうすれば下田市の新しいごみ処理の施設、あるいはそのやり方も含めて、どうしたらいいのかということをもうすぐにそっちのほうも考えなきゃいけない。そのためには、まず一つのいいチャンスなので、この事案を持って行って、相談をしながら次の相談もするというようなところで、県や国の方針そのものを確認して、この地域の窮状を訴えてくるということがやはり求められているのではないかと。少なくとも僕だったらそうしますよ。だからそうしてほしいということがこの修正案の理由です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

○8番（楠山俊介） 先ほど、委員会の委員長報告の内容も少し正しく伝わっていないなとは思ってはいるんですが、まず、当局のこの補助制度が、端的に言えば、先ほども言いましたが、施設整備をするという目標、それをゴールとしてスタートしているものでありまして、ただただ何とか計画をつくるための補助金、何とか調査をするための補助金というそれぞれ分離した単品の補助ではなく、施設整備をするための補助金であって、そのためにそういう調査や計画を作成するというものに当たっているということで、そのゴールがなくなった限りは、それまでにやったものはその交付金の費用の対象外になってしまうという解釈だと当局から説明を受けたものです。

ですから、普通ですと、その計画のための補助金というのは、それができたから完結ということではありますが、事業自体は完結ではなく、途中で頓挫したというところですので、交付金の返還という内容になったと聞いております。

それから、当局のほうもこれに当たって、しっかりとした処理をしなければなりませんので、いろいろな形で勉強もされ、研究もされ、検討もされるという中で、本元である国との関係は、県を通して国に事情を伝え、県の判断を仰ぐということは何回もやられた結果、この事案は返還に当たるという判断を国からいただいたということで委員会では聞いております。

それを受けて委員会としては、返還すべきだろうということの中で採決として多数ということになったわけですが、ここで提案理由の中に書いてある、その時点で完結した事業ですので返還する必要がないものと書かれていますが、これの判断というか、その基準はどこから出てきているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（中村 敦） 提出者

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 提案理由の理由は何かということですが、それは説明資料の一番裏に資料がついていようかと思いますが、結局、交付金を頂かずに実施してきた事業は、一番大本になっております循環計画このものは、国からの補助金を頂かずに下田市1市3町のそれぞれの負担を設けて、約3,740万円で作ったものであります。

この計画は今、楠山議員から言いましたように、この計画の中で中間施設をどうするか、焼却施設をどうするかということだけではないんです。それについてそういうものをつくれれば一定の補助金をあげますよということになっていますけども、それだけではなくて、基本は、循環型社会として下田市やこの地区をどういう循環型社会にするかというもっと大きな計画なんです。焼却炉をつくるだけの計画じゃないんです。この計画そのものは、それを1市3町のこの区域を対象にしてつくるという計画になっているんですけども、1市3町の一部事務組合が崩壊すれば、この計画はもう実施する主体がないということに、何回も言っていますけども、なるもんだらうと思います。

それで国は、何年もこの計画で言っても、令和5年から13年ということになれば、8年もの計画だとこういう状態の中で、今の経済状態の中では2年間も延ばしたわけですから、状況が違ってくるというのは出てくることかと思うわけです。そういうものについては、実例がないという形で国も言っているわけです。交渉の中で、この当局から聞くと、したがってそれは、きっちりした論立てができれば認めましょうと、こういう具合に言ってるわけです。

から、きっちりした論立てをして進めるということが今必要だと言っているわけです。

その論立ての根本になるのは、この事業は、普通であればその事業が終わったときに全体をもって交付金をあげますよと、補助金をあげますよと、こういう仕組みになっていれば当局の言うとおりでという具合に考えますけれども、事業計画ごとに補助金をあげますよという仕組みになっているわけですから、したがって、令和4年度、5年度に幾らもらったかという資料が皆さんのお手元につけてございますので、それらの事業は既に実施して、生活環境影響調査も報告書を出して、それらの説明会も市民にしていると、こういうことですので、その事業はそこで完結したということが言えるので、それを根拠にして、国や県と交渉していただきたいということを申し述べているわけです。ですから一方的に当局の言い分を楠山議員はお認めになって、したがってこれでいいんだとこういう論でございますが、私たちがこの修正案として出しておりますのは、そういう論拠ではなくて、市民の側に立って、年度ごとにその事業が実施されてきて、その事業は終わって、市民にも報告して業者にもお支払いをしているというような事情を、きっちりと県や国に御説明を申し上げて、了承を得て、返還をしなくて済むような努力をすべきだということをお願いをしているところでございます。

○議長（中村 敦） 質問に対する回答の補足だけをお願いします。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 課長のほうから何度も説明を受けていますけれども、環境省のほうからは、思慮するというような文言で言われていますというような報告を受けています。ですから、決定しましたという話は受けていないです。思慮しますよというようなことで説明を受けていると説明を受けました。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） 沢登議員から、この環境というものを概念的に捉えて、そういうものに関わるものは事業の内容に入っていくというような解釈で、今の説明をされましたけれど、この循環型形成推進地域計画の資料を見ますと、まずは循環型社会形成推進交付金制度は、そういう理念の中で施設の整備をすることによって循環型社会の形成を図ることを目的とすると書かれ、この交付金は、市町村が広域的な地域について作成する地域計画に基づいて実施する事業に対して交付されますということになっていて、そして、交付対象事業というところには幅広い施設ということで施設になっているんです。要するに、対象事業は。これが先ほど私も当局の説明から受けた中で、施設を整備するということが目標であって、各計画

を立てたり、調査するということが目標ではなく、それは施設を整備するための必要な要件としてやっているということですので、この交付金の目的、ゴールは施設をつくるということにあります。この施設をつくるという目的が今回失われたので、この交付金にとっては対象外になるということで、そういう調査や計画と成果品があつて、そしてそれは年度ごとに支払いも済みということの中で交付金が渡されていますが、しかし、元に戻って、この交付金の対象外であるということで、それらも含めて返還というような解釈になったと説明を受けて、委員会では、それに理解を示したところですが、そういう流れからいったときに、もう一度聞きますが、返還が必要ないものとする根拠というのは、もう少し詳しいのか、深い元があるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中村 敦） 提出者。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 残念ながら、交付要綱の規定がきっちりございませんので、交付要綱の第何条に基づいて返還する必要があるんだということは言い切れない現状にあらうかと思えます。当局の見解も、先ほど言いましたように、この交付要綱の第何条、どここの規定によって返さなきゃならないという結論も明確に出せない状態に今あると思うわけです。

したがって、協議をして、論立てができれば、返還しなくていいですよと、こういう回答も皆さんの努力で引き出してくださってるわけですので、その努力をさらに一層市民、この地域の人たちのためにということに考えていただければ返還しなくて済むように、いかに論理立てていくかということにならうかと思うんです。そのときにやはり、事業費が出来上がったときに一括補助金をもらうというような仕組みではなくて、年度ごとにそれぞれこれができました、これができました、これやりました、これについては幾ら交付いたしますという仕組みになっていますので、そこを一つの大きな根拠にして、返還しなくて済むような交渉をしていただきたいと思います。考えるものでございます。

ですから、楠山議員がおっしゃるように、この計画の中にうたわれていない施設整備のものは補助金の対象にならないというのは、御指摘のとおりだと思います。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） 最後まで一点ですが、解散ということの中で、しっかりとした手続を踏まないで解散まで持っていけないという中で、今回データは1号、2号、3号のこの3点を1市3町の中で同じように審議いただいて、それぞれの可決した内容の中で解散というのがきちっと手続上に乗って、またそれに必要な書類が制作されると思うんですが、その制作さ

れたものによって、県にそういうものを提出し、説明し、解散というものがきちっと公になるということだと思います。

それと同時に、解散となった場合、この交付金の返還というのが発生して、県から請求書が渡ってくると、ただただ時間を短くすればいいというわけではありませんが、手続の中では、年度末にきちっと全てのことを清算したいという時間軸の中で1市3町がこのような作業を同時進行してやっていると思いますが、この提案の中でこういうことをもう少し考える、熟慮する時間をという中で、年度をまたいでしまっていくことになると、またその事務の予算等、あるいは体制等、いろいろな大きな支障が出てくるとはと思いますが、そこまで指定も、これを熟慮しなきゃならないという理由があればお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 提出者。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 清算事務につきましては、令和8年の3月31日で当然終わらないわけですよ。状況が。したがって、その後1年ないしあるいは1年以上かかるかもしれない、期日は定めてはございませんけども、清算に関わる事務は、下田市がその事務を行うんだということを規約の変更をして、3つの議案の中の規約の変更があったかと思うんですが、そこで定めて、下田市に担っていただくんだという了承の下に進められてくると思いますので、それは令和8年3月31日に全ての支払いが済んで結論を出さなければならないというようなことはできかねることでございますので、規約も変更して、清算の事務は何年かかるか、1年で済むのか、半年で済むのか、いろいろ出てこようかと思いますが、清算に関わる事務は全て下田市が事務局として担当しますよと、こういうことになっているわけですので、その御心配は対応がされてるという具合に考えるべきだと思います。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、修正案に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。

提出者は自席にお戻りください。

以上で、委員長報告と質疑及び修正案の説明と質疑を終わります。

これより、各議案について討論、採決を行います。

まず、議第1号 南伊豆地域清掃施設組合格約の一部を変更する規約についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第1号 南伊豆地域清掃施設組合格約の一部を変更する規約については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第2号 南伊豆地域清掃施設組合の解散についてを討論にします。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第2号 南伊豆地域清掃施設組合の解散については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第3号 南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う財産処分についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第3号 南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う財産処分については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第4号 下田市過疎地域持続的発展計画についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することとに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第4号 下田市過疎地域持続的発展計画については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第5号 令和6年（度債務負担）下田市新庁舎整備工事（建築）請負契約の締結についての一部変更についての一部変更についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 議第5号 令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（建築）請負契約の締結についての一部変更についての一部変更について反対討論をさせていただきます。

皆さんのお手元の議案を見ていただきたいと思いますが、工期は令和6年7月29日から令和8年2月27日までの工期で、その増減につきまして、7,741万8,000円の増加をするものでございます。変更後は、12億4,411万9,000円とすることとございますが、当初の本会議での説明は、体育館等の防水工事、FRPで悪いところだけを直そうとを考え、現場を見たところが、これは防水シートで全面的に改正しなければならないということでこれが約1,143平米の費用が1,000万円であると、さらに外壁工事について、外壁にひび割れしているようなところがあって、詳しく調べたところが、1,783立米にわたる経費の増加、38メートル、76か所の点検をしていきますと161か所に増えたということで、これが約1,300万円の費用がかかりますと。

それから、既存の撤去施設、体育館にアスベストが含まれていたということが明らかになって、レベル3のアスベストだと、11立米の撤去に、約1,000万円かかると、これを足しますと3,300万円でしかないと、どういうわけで7,000万円以上の工事になるのかという点については、委員会の中で、グレードを高めるための手当が必要なんだと。その手当が約3,700万円で、約7,000万円の消費税と税金を取り除きますと、総事業費は7,000万円かかる事業であるという説明をいただいたわけですが、当初にグレードを高めるということについての説明がはなからなくて、委員会の中での説明になってまいっているわけですが。

その内容を見ますと、屋根下の鉄骨の組立て材料L型ピースやアンカー等250セットで約1,000万円かかるんだという答弁ですが、あとコンクリートの表面保護材等を2,620平米必要になると、あるいはコンクリート面が汚れないようなコーティングをするのに160立米必要なんだと、あるいは天井の断熱の吹きつけに1,276平米必要になるので、これが2,950万円の費用が必要なんだと、これはグレードを高めるために2,950万円必要であるという説明ですが、ここのこのグレードを高めるための費用がどう必要になってくるかということの説明をきっちりいただかないままに、L型ピースアンカーだけが1,000万円だと、それはちょうど真ん中の部屋がない、何て言ったらいいんでしょう、真ん中の通るところの高い天井をガラスでつくるわけですけど、それが真っすぐじゃなくて、傾けるためのピースとか、部品が必要なので、それに1,000万円かかるんだという説明ですが、自分もよく知りませんが、一般論として、そういうものに1,000万円も果たしてかかるのか、この算定は本会議の中できっちり説明がなかったように、委員会に向けて急遽つくったものであって、十分討議をして、質のグレードが必要であるので2,950万円かかると、こういう具合に委員会の中での判断は私はできなかつたんです。

したがって、この7,741万8,000円の増額につきましては、これを否決して、再度きっちり調査して出し直していただくことが必要ではないかと思えますし、ほかに建設機械がないので、ただ単にグレードを高めればいいんだというようなものの考え方はいかなものかと、市長室についても、ここの議場についても、新しいところにつくらずに、今ある校舎のここで整備してやりましょうというこういう努力をしてきている中で、約2,950万円と言いながら、十分精査をしていただいて、できるだけ安く新庁舎が建設されて、使いやすい庁舎になるということが必要かと思うんですけど、ただ、見栄えがいいとか、汚れがつかないようにするんだということで2,950万円ものを費用増を認めるというのはいかなものかと、もう一度きっちり担当者に精査していただいて、出し直していただくことが必要ではない

かと思っただ反対をするものでございます。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

1 番 柏谷祐也議員。

〔1 番 柏谷祐也登壇〕

○1 番（柏谷祐也） 議第5号 令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（建築）請負契約の締結についての一部変更についての一部変更について、賛成意見を述べさせていただきます。

様々な工事を行っていく中で、やはり工事は少し現場合わせになるところも多少なりあるかと思われまふ。その中で、現場の施工管理者等によるアドバイス等により、先ほど沢登議員のほうからお話があったけども、エントランス部分の、例えばですけど、屋根の具材部分でも勾配を取るために、やはり耐久性を持たせるというところでL型ピースやアンカー等を入れる作業を行うことによって、沢登議員がおっしゃってましたけども、ただの見栄え、汚れとおっしゃってりましたが、それだけではなく維持管理等も含めた上でのコーティングであったり、そういったものが含まれていると私は解釈しております。

そうした中で、今後、外構工事におかれましても、現場を行っていく段階で既存のコンクリートが今回出ていましたけど、既設のコンクリート等がまたもしかしたら発生するとか、そういった状態も現れるかなと思われまふ。そのため現場合わせになることは致し方ないのかなと思ひますので、議第5号 令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（建築）請負契約の締結についての一部変更についての一部変更について、賛成意見とさせていただきます。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めまふ。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 結構です。

起立多数であります。

よって、議第5号 令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（建築）請負契約の締結についての一部変更についての一部変更については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

ここで休憩します。

2時15分まで休憩します。

午後2時05分休憩

午後2時15分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、議第6号 令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（機械設備）請負契約の締結についての一部変更についての一部変更についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第6号 令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（機械設備）請負契約の締結についての一部変更についての一部変更については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第7号 令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（電気設備）請負契約の締結についての一部変更についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第7号 令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（電気設備）請負契約の締結についての一部変更については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第8号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第8号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第9号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 議第9号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をさせていただくものでございます。

職員の給与に対する条例につきましては、その問題点は、やはり地域手当にあるかと思えます。宿日直手当や期末勤勉手当の改正があるわけでございますが、さらにこの定年前の再任用の時間勤務職員についての改正もございしますが、それぞれ引上げをするという人事院勧告に基づいて引上げをするということでございしますが、その中でも地域手当につきましては、人事院勧告は100分の4に改めるということになっているにもかかわらず、組合と交渉して、100分の3ですから、100分の1減額した100分の3で妥結をしたと、その金額は約

2,000万円にわたるといふ具合な形で行っているわけですが、御案内のように、人事院勧告は公務員の首都圏の代替措置として定められておりますので、民間との比較をして地域手当も必要であるので、100分の4にしろと言ったにもかかわらず、100分の3で実施するということは、人事院勧告に依拠していないということであろうかと思ひます。

そして、この市の職員の給与は、この地域で働く人たちの給与体系の一定の基準になっているという内容を持つものだろうと思ひます。地域手当とも言いながら、これはやはり働く人たちの賃金と言ひますか、給与体系のきっちりした一部のものであると。しかもこれは下田市だけに働くのではなくて、静岡やほかの県に派遣されたような場合に、地域手当というのはきっちり措置されているので、下田も引上げをしようということでは進めてきているわけですが、組合が認めたから100分の3でいいということではなくて、それは人事院勧告を実施するというのが当局の責任だと思ひます。その責任に向かつてきっちり責任を果たしていただくという意味では、この措置は不十分な措置で、改めていただくということが必要かと思ひます。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔10番 渡邊照志議員登壇〕

○12番（沢登英信） 議第9号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で発言をさせていただきます。

人事院勧告に対しては、民間準拠の原則を遵守し受け止めるべきと思ひますが、下田市の財産に鑑み、職員は本来、地域手当4%のところ、1%減とした3%とすることを職員組合の決定事項として報告されました。

この報告を真摯に受け止め、賛成の意見といたします。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

7番 岡崎大五議員。

〔7番 岡崎大五議員登壇〕

○12番（沢登英信） 議第9号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から意見を述べます。

過ちを改むるにはばかりなことなかれ、これは過ちを起こしたと気づいた他人の目や体裁を気にせず、すぐにためらわずに改めるべきだという論語に由来する考えで、改めないことこ

そが本当の過ちであるという意味です。リーダーたるべき人の姿勢を示しています。

ごみ処理事業の瓦解を検証もせず、論拠も示さず財政悪化を主張し、いたずらに市民に不満を不安を与え、本来は支払われるべき職員の手当まで減額するなどあってはなりません。いま一度、この論語の言葉、過ちを改むるにはばかりることなかれを反すうしていただきたく思います。

まずは、ごみ処理場問題を正しく理解し、財政を見直すことが必要です。そうしたプロセスを経ることもなく、職員の手当に手をつけるなど、下田市が冬を迎える前に職員の皆様にぬくもりを与えるのではなく、逆に水をかけて凍えさせるにひとしい禁じ手であり、悪手です。よって反対です。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

2番 大西將由議員。

〔2番 大西將由議員登壇〕

○2番（大西將由） 議第9号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について賛成の立場で述べさせていただきます。

現行では2%ということで、人事院勧告のほうは4%、それを3%にするわけですがけれども、基本的に国のベースにのっとして諸手当も上げているわけで、ただこれから公共経営改革を進めていく上で、特別職に倣って、4%でなく、3%で抑えてもらおうと。これは労働組合と話をしたということで、普通の民間の会社でいくと労働組合であれば労働組合、でなければ職員代表ということで、上げたいんですけども、どうしても財政上いろんな理由で、ここまではちょっと我慢してくれと、上げるときに上げるよという交渉するわけですが、それで組合と交渉を重ねた結果、組合も納得して、それだったら3%ということで決定したと確認しておりますので、今回に関しては、3%でいいということで、私は賛成の立場で述べさせていただきます。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決すること

とに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 敦） 結構です。

起立多数であります。

よって、議第9号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次は、議第10号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって議第10号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第11号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

[12番 沢登英信議員登壇]

○12番（沢登英信） 議第11号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をさせていただきます。

この当局の提案理由は、国や他団体との均衡を図るためということで、いわゆるパートタイムの会計年度職員と臨時の職員の日給及び時間給の基本的な基本額を低くしようという内容のものであります。他の職員は、特別職を含めて市の職員も給与やボーナスが引き上げられているにもかかわらず、パート職員の基本給でありますその額の決め方を、現在は、例えば第8条第4項中、パートタイムの会計年度任用職員の報酬の基本額について定めているも

のでございますが、基準額をそのパートの方々が平均して月に何日働いているかということ
を基準にして割り算をするという形の内容になっているわけでございます。そのことによ
ってそれに定める時間額は、20.21を21に改める。この数字が高くなればなるほど、パート職
員が月に多く働いているということで、基準額は低くなってしまおうという算式になって
いるわけです。

したがって、日額を時間額に引き直しますと、現行は156.6275という数字で、割ること
になっておりますのが162.75という数字で、この基準額をパートの人が給料表で定められた額
の数字を割って算出していくというものになるわけでございます。

したがって、何ら単に他の自治体との均衡を図るためというようなことでなくて、現行の
ままに据え置いても何ら問題は起きてこないにもかかわらず国や他の団体との均衡を図るた
めという形でパート職員の基準額を結果として引き下げるという内容になっているものでご
ざいますので、これは改正する必要なしと、そのまま据え置いていただくと、何らの改正す
る必要がないと考えるので、そのままの基準で据え置いていただくことが最低必要ではな
いかと。なんでパート労働者だけ実質的な基準額を引き下げて、他の市の職員は人事院勧告
に伴って引上げるといようなちぐはぐな措置をするのか、これはやめていただくしかない
というのが私の判断でございます。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔3番 浜岡 孝議員登壇〕

○3番（浜岡 孝） 本件につきまして、賛成の立場で申し上げます。

これは月平均所定内労働日数を何日にするかという問題でございまして、年間365日のう
ち、土・日が休みだとすると、年間で104日、祝日が16日ありますから、大体120日ぐらいお
休みの人、逆にすれば、245日働く人だということで考えてこういう数字が出てくるもので
ございまして、先ほど沢登議員からもお話がありましたように、これまでは20.21という数
字でやっていたということでございますが、委員会における当局の説明では、過去の一定期
間における数字を平均して取った場合この数字になったので、これを使っているというこ
とでございましたが、私も調べましたところ、こういうふうに端数を小数点2位まで使ってい
るところはほとんどございませぬ。実態は21でやってるのがほとんどでございます。です
から、逆に申し上げれば、今までは下田市は大変優遇してあったということが言えるの
かもしれません。ただし一点確認しておかなければいけないことは、沢登議員は先ほど、
このことによってパートタイムの方々の報酬が減るといこととでございましたが、結果的に増える

いう数字になっておりますので、当局の方も、これは算定上、ここの部分では減るけれども、トータルで考えると増えるのでありますと、決して減らすのではありませんというふうなことが事実であるということもございました。

そういうことも踏まえまして、全国的にも多く使っている21、所定内労働日数21、これで行うことには何ら問題はないと思います。過ちを改めるに憚ることなかれという御発言もありました。過ちとは言いませんけれども、あまり通例とは違うことをやっていたことを通例に直すということで、私はこの件につきましては賛成でございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 結構です。

起立多数であります。

よって、議第11号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

7番 岡崎大五議員。

〔7番 岡崎大五議員登壇〕

○7番（岡崎大五） 議第12号 下田市特別職の非常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について、反対の立場から意見を申し述べます。

今年度の中期財政見通しや公共経営改革もいまだ発表されていない中、財政悪化の根拠が全く示されていません。唯一の手がかりは、昨年2月26日の市長記者会見で令和11年には財

政調整基金が枯渇すると発表したことと、翌日の東海財務局によって財政悪化による注意が報告されたことです。

東海財務局の報告は、昨年度の下田市の中期財政見通しを反映した結果です。ここには251億円でごみ処理事業が行われることが反映された資産となっていました。すなわち、ごみ処理建設をあのまま進めていけば財政が悪化するので注意せよと示されたわけです。このごみ処理建設が破綻を迎えようとしている今この時期に、財政悪化を言い募るのは、根拠もなく、なぜなのか全く理解できません。

よって、条例も反対します。ただし、ごみ処理建設の失敗がこの条例改正の理由ならば、受け止めざるを得ないでしょう。既に大きな経済的損失を2市3町の住民は負っているのですから。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

1番 柏谷祐也議員。

〔1番 柏谷祐也議員登壇〕

○1番（柏谷祐也） 議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について、賛成の立場でお話しさせていただきます。

まず、財政状況は厳しいと私は思っております。南伊豆地域清掃施設組合の解散に関しましても、皆さん御存じだと思っておりますけれども、入札公告前、令和6年7月に参考見積りを徴集し、約50億円増額する、その後、下田市から負担金の再検討について申入れがございまして延期となりました。その後、10億強の縮減が可能となるめどがついたことから事業を再開したところ、南伊豆町の離脱意思の表明により、協議を重ねた結果、組合自体が解散することとなったというところで、市長が全て悪いのかというところではないのかなと私は思います。

その中で、今後、公共経営改革に取り組んでいくためにやむを得ず職員の地域手当を1%カットして、組合とも妥結、そうしたこともございまして、私の解釈でございますけれども、三役も期末手当をカットすることを協議してきたのではないかと思います。一定の財政に対しての意思表示であると認識いたしました。

そのため、議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について、賛成意見とさせていただきます。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 議第12号 下田市特別職の非常勤職員の給与支給条例の特例に関する条例の制定について、反対をするものでございます。

この内容は、皆さん御案内のように、期末手当の額の特例として、市長、副市長、教育長の期末手当の額、それから勤勉手当の額でしょうか、市長については、100分の20、副市長にあつては100分の15、教育長によっては100分の8を乗じて得た額を減じるんだと、市長に言えば、65万5,593円だと、そして副市長は43万6,943円であると、教育長は21万,3095円を減ずる形になるんだというものだろうと思うわけでございます。

そしてその理由は、この公共経営改革をやっている中で、それに協力するために減ずるんだとこういう理由かと思うわけです。財政状況を考慮して、特別職の期末手当を減額して支給するためというこういう理由になっているわけでありまして。

しかし皆さん、この下田市の自主財源は幾らなのかと、それが景気のいいときにしても、せいぜい45%以下でございまして。市税について言えば30億円もいかないと、28、9億円であると、こういう状態の中で市政の運営をするということは、補助金を頂いたり、交付金を頂いたり、そしてまた借金をしながら計画的に事業展開をしていくということが、いつの時代も下田市にとっては求められているところだろうと思うんです。そういう運営をせざるを得ないような地域であると思うわけです。そういう中で、もらうべき期末勤勉手当等を削減し、あるいは給料を差し出して市民のために公共の経営改革をするんだというような論理は、まさに妥当な論理ではないと、亡国亡朝の論理であると言わなければならないと思うわけです。せいぜい130万円の減ということですから、皆さんがしますように、この庁舎の建設は36億円、あるいは31億円程度でとどまるかもしれませんが、単位が全く違うわけです。そして、このごみの処理にしても305億円というような状態になってきてるわけですから、無駄な事業をしないように、どう効率的に進めていくのかというのが市長及び三役のかじ取り腕の見せどころだということだろうと思うんです。この三役が自らの給与や期末手当を削減して、財政を補填するなんて言ったところで、財政の補填にもならないというのが、数字的に言っても明らかだろうと思うわけです。

これらのものは当然、市の職員の地域手当を100分の4、4%支給するところを3%で我慢してくださいよと、こういうことの論立てに使われているということからいっても、社会的な責任を果たしていない措置だと言わざるを得ないと思うわけです。

したがって、これらの減額の措置は減額の理由に当たらないので、認めるべきものではないと、むしろ市長の失政のことについて反省をしていただいて、自ら処分をするということ

であれば、岡崎議員が指摘したように、納得できる内容になってこようかと思いますが、特別職の期末手当を減額して財政状況が好転するなんていうようなことは全く起こらないとこう判断せざるを得ないと思いますので、これは認めるべき議案ではないと、破棄していただく議案だと判断するものです。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

2番 大西將由議員。

〔2番 大西將由議員登壇〕

○2番（大西將由） 議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についてにつきまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

先ほどの地域手当の部分と重なる部分も多少ありますが、本条例については、減額率などの明確な根拠がないのではないかと、また、対外的に下田市のマイナスイメージにつながって市民に不安を与えるおそれがあるのではないかといった意見もありました。

しかし、当局からは、職員とのバランスやこれまでの経緯を踏まえ、慎重に検討を重ねた上で示されたものであるとの説明がありました。また、今後、公共経営改革を進めていくに当たっては、市民の理解と協力が不可欠で、市長をはじめ、特別職、職員が一丸となって、この厳しい局面に立ち向かっていくという強い決意が示されたものと受け止めております。

厳しい財政状況の中ではありますが、物価高が進む社会情勢や下田市長の報酬が県内で最も低い水準にあることを踏まえれば、本来は責任の重さに見合った報酬や手当が確保されるべきであるとも思います。しかしながら、令和8年度当初予算編成が公共経営改革の実質的なスタートとなる重要な時期に当たり、自らの手当を削減し全職員と認識を共有しながら改革に取り組もうとする姿勢は評価されるべきものと考えます。

以上の理由から、本条例案については、その趣旨を尊重し賛成いたします。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

13番 江田邦明議員。

〔13番 江田邦明議員登壇〕

○13番（江田邦明） 議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

本来であれば、自らの考えの下、この条例を提出された市長、副市長、教育長が賛成の討論をしたいと思い、代弁したいという気持ちで意見を申し上げさせていただきます。

市長自ら公共経営改革に取り組むということで、額としては歳出の削減額には程々少ない金額かもしれませんが、こういった考えを市民の皆様を示すことが、下田市が一丸となってこの冬場を乗り切り、春を目指す一歩かと考えます。

そのような考えを三役の代わりに代弁したいという思いと、同様の考えを私は持っておりますので、議第12号に対し、賛成の立場で意見を申し上げます。

○議長（中村 敦） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することと賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 結構です。

起立多数であります。

よって、議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第6号）及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

13番 江田邦明議員。

〔13番 江田邦明議員登壇〕

○13番（江田邦明） 議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対する賛成意見を述べさせていただきます。

本議案の争点については、歳入で南伊豆地域広域ごみ処理事業市町負担金受入金906万3,000円及び歳出で、国庫返還金1,524万5,000円、同南伊豆地域清掃施設組合負担金303万4,000円が適正な補正予算であるかと考えます。

その判断については、下田市及び南伊豆地域清掃施設組合が過去に実施した各事業に対する循環型社会形成推進交付金を返還するの必要の有無であると考えます。南伊豆地域循環型社

会形成推進地域計画に定める施設整備事業と、既に実施された基本計画策定支援、生活環境影響調査、事業者選定アドバイザー等といった計画支援事業が一連の事業として完了することが交付の条件等になっているか検証すると、南伊豆地域循環型社会形成推進地域計画では、計画支援事業の事業目的を広域ごみ処理施設整備のため、施設整備に先立ち計画支援事業を行うものとしております。

また、循環型社会形成推進交付金等申請ガイドラインでも、計画支援事業を交付対象事業である施設整備事業に必要な調査・計画、測量・設計、試験及び周辺環境調査等を行うものとしております。

また、同交付金制度の特徴は、市町村の策定する循環型社会形成推進地域計画に対する事業間、年度間で交付金を増減することができる総合的支援制度であると明確に提示されています。

次に、循環型社会形成推進交付金交付要綱及び循環型社会形成推進交付金交付取扱要領では、地域計画に定める事業の自己評価について、事後評価の結果、地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった場合には、次に定めるところにより、目標達成に向けて改善を図るものとされており、一貫して施設整備事業と計画支援事業の一連性が必須とされております。

さらに加えるならば、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条財産の処分制限において、補助事業者等は、補助事業等により取得し、または公用の増加した政令で定める財産を各省、各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けまたは担保に供してはならないとされており、計画支援事業の目的とされている広域ごみ処理施設整備事業が中止となった今、循環型社会形成推進交付金を返還するための本予算措置は適正であると考えます。

また、委員会審査修正案の提案等において、職員、また、国、県との協議について様々な考えの意見がございましたが、令和6年度事業者選定アドバイザーについては、交付対象外としており、その状況を見ますと、既に1年間近く職員の方が国や県と協議した上での本予算措置であるとも考えます。

以上、議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算(第6号)に関する賛成の立場での意見といたします。

○議長（中村 敦） 次に、原案または修正案に対する反対意見と原案と修正案両方に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、討論を終わります。

これより、議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

まず、本案に対する沢登英信議員及び岡崎大五議員から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立によって採決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 結構です。

起立少数であります。

よって、議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対する修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 結構です。

起立多数であります。

よって、議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第14号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決するこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第14号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第15号 令和7年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第15号 令和7年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第16号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第16号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第17号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第17号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第18号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第18号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

◎議会改革特別委員会中間報告

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議会改革特別委員会に付託中の議会改革の総合的な調査研究に関する事項に関し、議会改革特別委員会中間報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会改革特別委員会の中間報告を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議会改革特別委員会に付託中の議会改革の総合的な調査研究に関する事項について、委員会の中間報告を求めることに決定いたしました。

これより、議会改革特別委員会 沢登英信委員長から、審査の経過について中間報告を求めます。

〔議会改革特別委員長 沢登英信議員登壇〕

○議会改革特別委員長（沢登英信） 議会改革特別委員会中間報告について報告したいと思います。議会改革特別委員会委員長の沢登英信でございます。

本特別委員会は、令和7年6月25日に設置されて以降、議会改革に関する総合的な調査研究を行ってまいりました。下田市議会会議規則第45条第2項の規定に基づき、これまでの経過と活動について、別紙のとおり中間報告をいたしたいと思っております。

案文になっておりますので、読み上げて中間報告の提案とさせていただきますと思っております。議会改革特別委員会中間報告について

令和7年6月定例会で設置された議会改革特別委員会は、第1回委員会を令和7年7月25日開催し、調査事項を1. 予算決算常任委員会の設置、2. 下田市議会政治倫理規程の定め、3. 市民により開かれた議会にするための議会基本条例の制定、4. 議員定数について、5. 議員報酬について研究することといたしました。

第2回委員会を8月26日、第3回委員会は11月19日、第4回委員会は12月11日に開催し、「下田市議会政治倫理規程」がまとまりましたので報告いたしたいと思っております。令和8年1月、今月の施行を考えているところであります。

11月12日には、株式会社廣瀬行政研究所代表取締役の廣瀬和彦氏を招いて、議会基本条例を制定する意義や市民に開かれた議会にするにはどうしたらよいかなどの研修会を開催いたしました。

12月24日、議会改革特別委員会委員6人と議長により三島市議会を視察いたしました。予算と決算を委員会が連携して審議し、市民にも分かりやすい市政運営にするため、予算決算常任委員会による審査方法や三島市議会基本条例の制定の経過と内容について学んでまいりました。

下田市議会委員会条例の一部改正（案）につきましては、令和8年3月定例会に上程し、予算決算常任委員会は、令和8年6月定例会を目途に実施する予定です。

実施に当たり検証が必要となるため、令和8年3月定例会の令和8年度当初予算審査は、

予算特別委員会を設置し、2 常任委員会の委員が2 分科会委員として審査していただき、分科会長報告を経て、討論、採決をもって本会議に予算特別委員長が報告し、質疑、討論を行い、採決を諮ることになります。

検証の結果、問題がなければ6 月定例会における補正予算から予算決算常任委員会で行いたいと思います。一般会計をはじめとする10 会計の予算決算に係るものは、全て予算決算常任委員会の審査対象とする方向で検討しているものでございます。

なお、皆さんのお手元に下田市議会議員政治倫理規程を次のように定めるということで資料が届けられてよいかと思いますので、御覧になってください。

第1 条の目的から第11 条の委任までの規定となっているものでございます。

この条例の解説につきましては、下田市議会議員政治倫理規程追条の解説ということで出ているものでございまして、基本的に議員自らの発議といえますか、自らの思いで議員としての活動をしていこうと、市民に疑問等々を与えないような議会運営をしていこうというものでございまして、基本的に倫理規定は第3 条で規定しております1 から10 項目についての内容を定めているものが政治倫理基準として定めておりますのが基本になっております。

1 は市民全体の代表者としてその品位と名誉を損なうような一切の行為をしないと。

2 としまして、議員の地位を利用していかなる金品等の授受をしないと、また、市が行う許認可等の処分もしくは、行政指導または請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等に対して、有利または不利となるような働きかけを議員としてはしてはならないと。4 としまして、市職員の採用、昇任、異動及びその他の人事に関し、特定の個人に対して有利または不利となる働きかけをしない。5 としまして、市職員の公正な職務執行を妨げ、または当該議員の権限もしくは地位による影響力を不正に行使するように働きかけないこと。6 としまして、職務上知り得た情報は不当な目的のために使用をしないことなどとして、ハラスメントが個人の尊厳を傷つけ、人権侵害であることを自覚し、全てのハラスメント行為をしないこと。8 といたしまして、発言及び情報発信は確たる事実に基づくものとして、公人としての自覚及び責任を持って行い、誹謗や中傷は行わないこと。9 としまして、下田市暴力団排除条例第2 条第1 項に規定する暴力団または同条第2 号に規定する暴力団員と飲食、旅行、その他の交流をしないこと、10 としまして、第三者に依頼し、前各号に掲げる行為をさせないことというようなことで、議員自らがこういうことで、心がけましょうということで、自発的に決定したものを文章化させていただいたということでございますので、全議員の皆さんの御賛同を得て、ここに書いてあります。宣誓書をはぐっていただきますと、4 ペー

ジ目に様式第1号宣誓書ということで、私は市民の代表者として求められる人格と倫理を深く自覚し、法律はもとより下田市議会議員政治倫理規程を遵守し、政治倫理について常に真摯かつ誠実に自らの責任を明確にし、市民に対し説明責任を果たすとともに、良心と責任感を持って職務を行うことを宣誓いたしますということで、議長に提出していただくということで進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ありがとうございます。

ただいまの議会改革特別委員会の中間報告に対し質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） ないようですので、これをもって、議会改革特別委員長に対する質疑を終わります。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和8年1月下田市議会臨時会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後3時11分閉会